

幼稚園および認定こども園の要領改訂のポイント

— 無藤 隆氏 「今後の幼稚教育とは」 講演記録から —

文・浜口順子
(大学教員)

(大学教員)

平成二十九年三月

昨今の保育問題と認定こども園



五日、お茶の水女子大学講堂で、「第一回お茶大こども園フオーラム」が開かれ、無藤 隆 白梅学園大学教授（当時）にご講演いただきました。

「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂案が公表された時期でしたので、新しい要領と認定こども園との関係に話題が及んでいます。ここにその一部をご紹介します。

認定こども園は平成二十七年度から子ども育て支援制度において新しい形でスタートしました。今、国や自治体の予算として社会保障面が増えていますが、これは高齢者の人口増に伴う、いわば自然増です。それに対して、国や自治体があえて増やしているのは、子ども・子育てにかかる部分です。ちなみにその中には、民間の幼稚園・保育所などで働く保育者の給料も含まれます。平成二十九年度段階で、たぶん全国平均的に見ますと過去数年間で10数パーセントアップしてきま

した。二十九年度予算に限っても2パーセント、それから幼稚園、保育所の三分の一の方について年間五十万円近くの給料が増えることが決まっています。もともとの給料が低いのだから大したことではないという意見もあるでしようが、相当の努力を国はしていると言わざるを得ないでしょ。

もう一つは待機児童問題。これは女性の人権の問題です。さらに言えば、この問題を放置することは、そういう家庭は貧困のままでいいのだと公言していることになりはしないでしようか。待機児童問題については、実際この何年か、厚生労働省や内閣府、文部科学省はさまざまな工夫や予算を投じて一生懸命取り組んできたことは間違いないありません。

ここ二、三年の間で見てみると、認定こども園がまず広がりつつあるのは少子化の進む地方です。幼稚園と保育所が単独で成り立たないので併せていくということですね。幼稚

園も保育所も理念的にはもちろん地域のためにあるのですが、少子化する中でお幼稚園も保育所もあるということは地域を分断します。認定こども園は、どの子どもも通えるという意味で、地域をまとめるという思想のもとがあります。保育条件や保護者の労働時間の違いで、幼稚園に行く子と保育所に行く子が、近所にいるのに友達でも何でもない、というはどうかと私は考えます。

発達・学びの連続性

発達や学びの連続性の問題として、とりわけ今回の要領改訂で問題にしているのは、小学校との連続性です。ただ、これはもつと広く考えたほうがよくて、乳児保育からの連続性、そして、幼児、小学生、さらには中学、高校と縦につながる連続性を確保するということです。今回はそのためには具体的な方策をカリキュラムとしてつなぐ方向で提示したと

いうところが重要です。幼児期まで育てた力を小学校で伸ばし損なつているのではないか、

せん。

幼児期教育カリキュラムの入り口と出口

小学校の始めでは停滞を起こしているのではないか。私の印象ですが、小学校一年生一学期の教育は、むしろ子どもを停滞させていると思います。例えば、小学校一年生で四十五分授業は長すぎるのではないか、なぜ小学校の一年生と六年生が同じ授業時間なのか。これは無理を強いているという例です。逆に、一年生の四月、五月で「リンゴが3個あつて、1つ取ると何個か」なんていうことは、幼稚園の生活環境を通して子どもはいくらでもやっています。

子どもが幼児教育で育む根本的な力とは何でしょうか。それは、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間関係」なのです。この「学びに向かう力」は新しい用語ですが、これまでも強調してきた「心情・意欲・態度」に他なりま

従来、幼稚園教育・保育所保育の歴史において、「カリキュラムの内容」がベースに考えられていました。一方で、近年強調されてきたのは「指導（援助）のプロセス」で、日本では平成元年の「幼稚園教育要領」で明確になりました。この考え方の元は倉橋惣三にあります。もちろん倉橋だけでなくアメリカのデューリイやその他の人たちの考えを受けています。この内容とプロセスの組み合わせをどう図るかがずっとと考えられてきました。カリキュラム・プロセスは「環境を通しての保育」「主体的活動としての遊び」「保育者の援助」の三つを基本としています。この三点が幼保を含めて確立してきたのがこの最近の二十五年ぐらいで、これらを統括するカリキュラムのプロセスと内容を、全体的な計画と指導計画

の二段構えにつないで考えられるようになります。つまり、「何を」「どのように」指導するかを、幼稚園同様、保育所においても組織的計画的営みとして明確にしています。

その上で、今回の改訂要領では、その周辺関係を明確にし、全体的な構造化を図っています。幼児教育の前の部分、つまり「乳児保育、家庭での保育」という入り口部分をかなり明確にしたことが一つです。これは「自分の心身とのかかわり」「身近な他者とのかかわり」「ものとのかかわり」で整理されてきました。この三つに、言葉や表現の芽生えを加え、幼児期の5領域につながります。発達を連續的と捉えるならば、三歳からであろうと、〇歳からであろうと、家庭での養育に近いものとなります。この根底には「養護」があり、これまでの「幼稚園教育要領」においても「情緒の安定」「安全」として含まれていました。

さらに、次に「出口」のことですが、これ

が「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」です。要するに「健康な心と体」に始まり、「豊かな感性と表現」に至る10の姿です。小学校から見れば入り口部分になります。これはこれまでの5領域に入っている内容です。それを踏まえた上で、それぞれの園でその趣旨を理解して独自性を發揮してほしいところです。「育つてほしい」とは法令らしからぬ主観的にも見られ得る表現ですが、そちらの方へ子どもが歩み出すようにということで、小学校、中学校、さらにその先につながるプロセスを意味します。「育てる」と言い切ると、達成させなければいけないことになってしまふ。さらに、「姿」という言葉もかなり考えられた言葉ですが、テストで確かめたり一つの活動で見えたりするようなものではなく、さまざまな活動を通して見えてくる、子どもの具体的な活動での様子を表しています。